

水産政策の改革

～浜で頑張る漁業者の皆様を応援します～

水産政策の改革のポイント

新たな資源管理システムの導入（TAC管理）

我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。

このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復することを目標として、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。（TAC対象魚種は早期に6割→8割を目指す（漁獲量ベース））

【概要】

- ✓ 資源管理は、資源評価に基づき、TACによる管理を行い、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることが基本
- ✓ 資源調査を行い、その結果による資源評価を踏まえて資源管理目標を設定
- ✓ 資源管理目標に従いTACを設定

実施に当たっての配慮

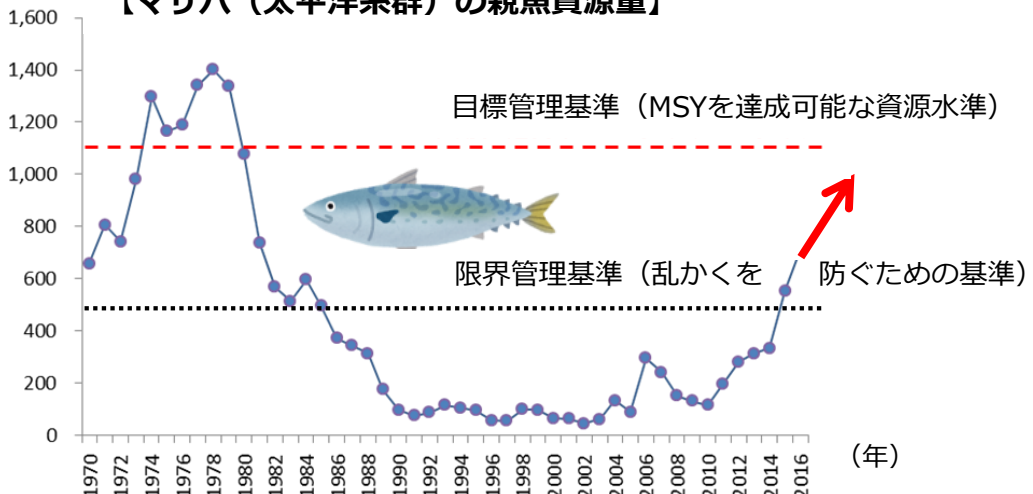
沿岸漁業は、船舶の数が多く、多様な魚種を来遊に応じ漁獲し、多数の港で多種類を少量水揚げすることから、漁獲量の把握や魚の資源評価が難しい実態があるため、まずは漁獲量を適切に把握する体制づくりが必要となります。

新たな資源管理のイメージ（太平洋のマサバの例）

- 今後は、「現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量（MSY）を達成できる資源水準」を目標としていくことにより（目標管理基準）、漁獲量等の増大を目指していきます。
- また、「限界管理基準」を定め、これを下回った場合には計画的に目標管理基準への回復に取り組めます。

（千トン）

【マサバ（太平洋系群）の親魚資源量】



水産政策の改革のポイント

漁獲割当て（IQ）の導入

TACを漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTACの管理を行う漁獲割当て制度（IQ）には、

- ① 責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能となるとともに、
- ② 割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することで効率的な操業と経営の安定が促される

といったメリットがあります。

このため、準備が整った漁業・海域からIQを導入することにより、早いもの勝ちで魚を獲るのではなく、漁業者が計画的に操業時間・日数を調整できる効率的な漁業を実現します。

【概要】

- ✓ 特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において、船舶毎のIQを導入
- ✓ IQの準備が整わない場合は、従来どおり漁獲量の合計による管理を実施
- ✓ IQの移転は、船舶の譲渡など、一定の場合に限定し、大臣等の認可が必要

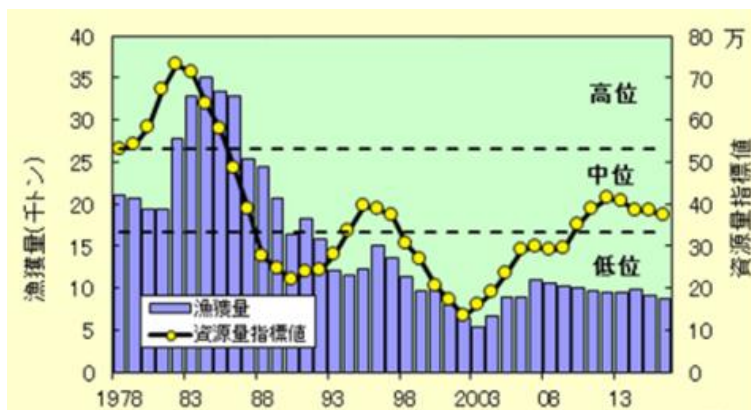
実施に当たっての配慮

- ・ IQ導入は、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等管理のための条件が整っている大臣許可漁業から順次導入していくことになると考えています。
- ・ 沿岸漁業については多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討してまいります。
- ・ 大臣許可漁業においては、漁業者がこれまで取り組んできた資源管理措置を尊重しつつ、IQ導入のメリットが十分に発揮され、資源管理が適切に行われるようにしていきます。

現在行われているIQ管理の例（日本海ベニズワイ広域資源管理の取組）

- ・ 日本海ベニズワイガニについては平成19年（2007年）漁期からIQを導入しています。雌の採捕禁止や漁具規制（網目制限など）などと組み合わせて管理することで、年間を通じた安定的な水揚げを実現しています。

【日本海ベニズワイガニの漁獲量と資源量指標値の推移】



水産政策の改革のポイント

漁業許可制度の見直し

漁船漁業については、競争力を高め、若者に魅力ある産業とすることが必要です。

近年の技術の発展等を踏まえ、新漁法に対する許可や複数の漁法をまとめた形の許可などに柔軟に対応できるよう、漁業許可制度を見直します。また、大臣許可漁業の一斉更新制度を廃止し、適格性を有する者は継続して許可が受けられる一方で、新たな許可を行う場合は、その都度、公示を行うことで新規参入できるようになります。

また、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるために、船舶の大型化を進めていくことが必要です。このため、国が責任を持って関係漁業者との調整を図った上で、漁獲量全体に占めるTAC対象魚種の漁獲量の割合が高い漁業のうち、IQの導入が進んだものについて船舶の規模に係る制限を定めないこととします。

【概要】

- ✓ 許可体系を見直すとともに、随時新規・更新許可を行う制度に転換
- ✓ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付け
- ✓ 漁獲割当（IQ）を導入した漁業のうち一定の条件が確保されたものについては船舶の規模に関する制限を定めない

実施に当たっての配慮

漁業者間の調整を行い、操業期間や区域、体長制限等の資源管理措置を講ずることにより、国が責任を持って資源管理の実施や紛争の防止を確保することを確認した上で、漁獲物の相当部分にIQが導入された船舶については、トン数制限など船舶の規模に関する制限を定めないこととします。

操業の効率化

- 遠洋かつお一本釣り漁船（静岡県）
- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
- 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

- 沖合底びき網漁船（宮城県）
- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。
- 船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



水産政策の改革のポイント

養殖・沿岸漁業（漁業権制度の見直し）

我が国の沿岸水域が様々な漁業によって重複的に利用されている中で、資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために漁業権制度が果たしている機能は極めて重要なものです。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域差はありますが、利用されない漁場も出てきており、どうやって浜を存続させていくかが課題となっています。このため、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図ります。

なお、新たな区画を設定する場合にも、都道府県知事はその水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴き、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定する必要があり、周辺で操業する他の漁業への影響等を考慮しなければなりません。

【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海面を総合的に利用するため、海区漁場計画を定める
- ✓ 共同漁業権の免許の適格性を有するのは、漁協又は漁連のみ
- ✓ 定置・区画漁業権は、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許し、それ以外の場合(漁業権の新設等)は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許
- ✓ 都道府県知事は漁場計画の作成に際し水域を利用する漁業者等の意見を聴かなければならない
- ✓ 新区画の設定に際しても、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定することが義務付けられるため、都道府県知事は周辺で操業する他の漁業への影響を考慮することが不可欠

実施に当たっての配慮

- ・「適切かつ有効」とは、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することを意味します。
「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は技術的助言として国が示します。

免許の現行と今後		
	現 行	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 〔 免許の優先順位を法定 〕	漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権 (養殖)	漁業者 〔 免許の優先順位を法定 〕	漁業者 又は 漁協(管理) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
特定区画漁業権 〔 漁業者間の調整が必要な5養殖業 〕	漁協(管理)・漁業者 〔 免許の優先順位を法定 〕	

水産政策の改革のポイント

沿岸漁場管理制度

沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、それ自体が収益を生むものではありませんが、将来にわたって良好な漁場を維持し、沿岸水域の漁業生産を増加させていく観点から、従来から漁協が組合員のための事業として実施しています。

他方、組合員の減少や高齢化、新規参入等により組合員以外の漁場利用者が増加した場合、組合員による負担を前提とした漁協の活動だけでは限界が生じてくる可能性があります。また、一部の漁協では参入した企業等から漁場管理のために協力金を徴収していますが、根拠が不透明との指摘もあります。

このため、漁協等が、構成員以外を含め漁場を利用する者が広く受益する保全活動を実施する場合に、都道府県がその申請に基づいて指定し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理の業務を行わせることができる仕組みを新たに設けることとしました。

【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全活動を実施する漁場ごとに漁協等からの申請により、海区漁業調整委員会の意見を聴いて沿岸漁場管理団体として指定
- ✓ 指定された漁協等は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受ける
- ✓ 沿岸漁場管理規程には、保全活動の目標や内容、費用の見込みに関する事項（構成員以外から協力を求める場合は、その算定根拠や用途等を含む）等を規定
- ✓ 漁協等は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を実施

実施に当たっての配慮

- ・ 保全活動は、都道府県が漁業者等の意見を聴いて実施する必要があると判断した場合に、漁場計画に定めた上で、実施するものです。
- ・ 実施する団体の指定も、その申請によることとしています。
- ・ 漁場の保全活動を沿岸漁場管理制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおりに実施することができます。



水産政策の改革のポイント

密漁対策のための罰則強化

近年、悪質な密漁が問題になっています。特に、沿岸域においてナマコ等を狙った密漁は、その行為の態様が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えています。

このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物（ナマコ、アワビ等を想定）を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化します。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪
密漁品譲受等の罪

無許可漁業等の罪

漁業権侵害の罪

3年／200万円

20万円

3年／**3,000万円**

3年／**300万円**

100万円

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

【効果的な密漁対策】

今回の法改正による3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、水産庁としては、密漁の抑止に極めて大きな効果があると考えています。

悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努めてまいります。



水産政策の改革のポイント

漁協制度の見直し

漁業者の所得向上のためには、漁協の販売事業の強化が重要です。各地の漁協で小売業者との直接取引、産地市場の統合、ブランド化による浜値の向上など多様な取組が展開されています。より多くの漁協にチャレンジしていただくため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する方を1人以上登用していただくこととします。

【概要】

- ✓ 漁協は、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定
- ✓ 販売事業を行う漁協は、理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的能力を有する者を登用

実施に当たっての配慮

販売の専門能力を有する理事については、外部登用を義務付けるのではなく、漁協職員として販売事業を担当されてきた方など内部登用も可能とし、常勤・非常勤も問わないこととしています。

漁協による所得向上の取組事例（買参権の取得・直販・ブランド化）



漁協が仲買人としてセリに参加



産直カーによる移動販売



都市部スーパーのインショップ

信漁連等に対する公認会計士監査の導入

金融情勢が厳しさを増す中、信漁連等についても公認会計士監査を導入し、信用事業の健全性の確保を図ります（既に他の金融機関には導入済み）。

信漁連（28）及び一定規模以上（貯金等合計額200億円以上）の漁協（県一漁協5、単位漁協2）を対象とします。

【概要】

- ✓ 信漁連と貯金等合計額200億円以上の漁協について、公認会計士による会計監査を義務付け

実施に当たっての配慮

公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定し、十分な移行期間をとって円滑な移行に向けた準備を進めます。

水産政策の改革のポイント

海区漁業調整委員会の委員選出方法等の見直し

海区漁業調整委員会は、漁業者・漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割を果たしています。今後、資源管理や水域の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割は更に重要性を増すものと認識しています。

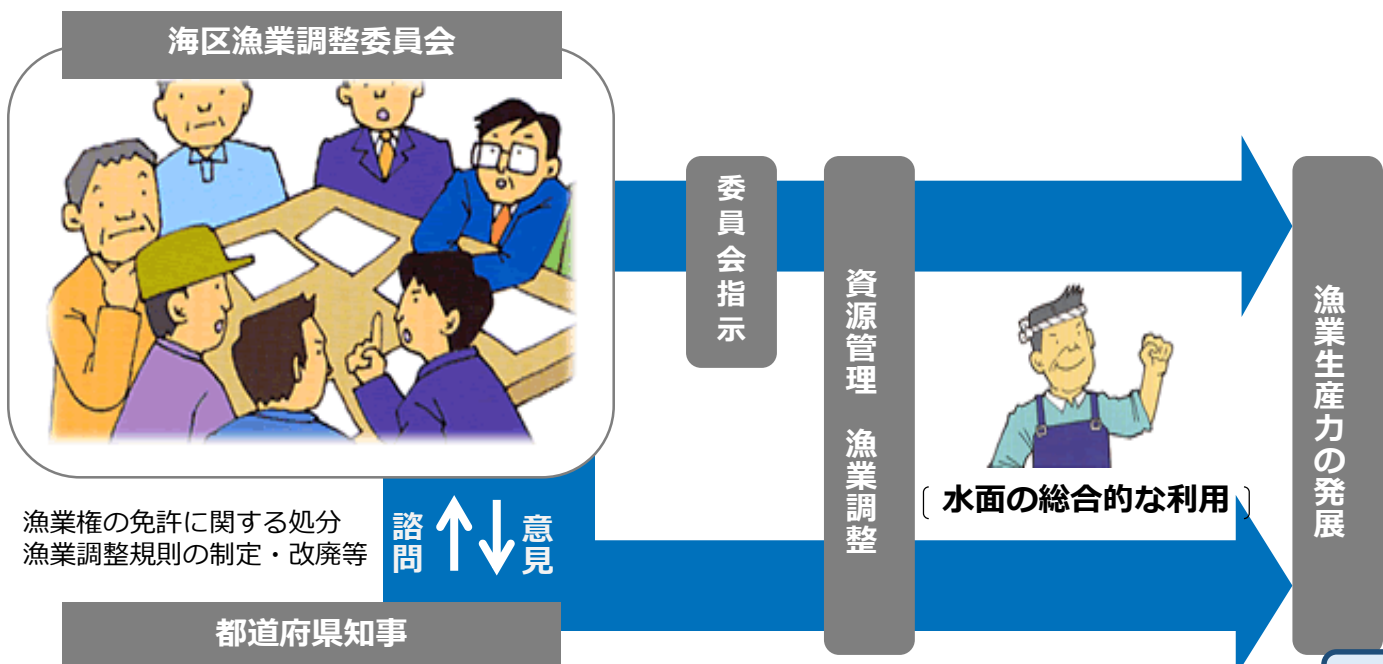
このため、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者・漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、委員の選出方法等を見直します。

【概要】

- ✓ 海区漁業調整委員会は、都道府県知事による海区漁場計画の作成や漁業権の免許に当たっての意見、委員会指示の発出等を行う行政委員会
- ✓ 委員は、漁業に関する識見を有する者から、都道府県知事が議会同意を得て、任命
- ✓ 委員の定数は15名とするが、10～20名の範囲内において条例で定数の増減が可能
- ✓ 委員の過半数は漁業者・漁業従事者でなければならない。都道府県知事は、地区、漁業の種類等に著しい偏りが生じないように配慮。その他、資源管理や経営問題に詳しい学識経験者や利害関係を有しない者を含む
- ✓ 委員の選任に際しては、漁業者・団体による推薦や応募を行い、その結果は公表するとともに、知事はこれを尊重する義務あり

実施に当たっての配慮

現行の委員の任期は平成32年8月で満了となりますが、新たな制度へ移行するための準備期間が必要であることから、新制度は平成33年4月から実施するものとし、その間は現行委員の任期を延長します。



【水産政策の改革全般】		
	水産庁漁政部企画課	03-3502-8415
【新たな資源管理システムの導入】		
	水産庁資源管理部管理課	03-3502-8452
【漁獲割当て（IQ）の導入】		
	水産庁資源管理部管理課	03-3502-8452
【漁業許可制度の見直し】		
	水産庁資源管理部漁業調整課	03-6744-2393
【養殖・沿岸漁業（漁業権制度の見直し）】		
	水産庁資源管理部漁業調整課	03-6744-2393
【沿岸漁場管理制度】		
	水産庁資源管理部漁業調整課	03-6744-2393
【密漁対策のための罰則強化】		
	水産庁資源管理部漁業調整課	03-6744-2393
【漁協制度の見直し】		
	水産庁漁政部水産経営課	03-3502-8416
【海区漁業調整委員会の委員選出方法等の見直し】		
	水産庁資源管理部漁業調整課	03-6744-2393

水産政策の改革の詳細についてはホームページも御参照下さい。

<水産庁HP>

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁